

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示に係る企画・設営業務委託 仕様書

1 委託業務名

G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示に係る企画・設営業務委託

2 業務の目的

2023（令和5）年6月16日（金）から18日（日）にかけて、三重県志摩市において、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合（以下「会合」という。）が開催された。

開催に向けた気運醸成や三重の魅力発信、開催支援など、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施した取組や、会合に携わった若い世代の活躍を、実物及びパネル展示、動画放映等により紹介することで、会合開催の記録を引き継ぐとともに、2016年G 7伊勢志摩サミットに続き、国主催の国際会議を開催し、成功裏に終えることができた本県の国際会議開催地としての更なる知名度向上を図るため、記念展示を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月16日（金）までとする。

ただし、上記委託期間にかかわらず、4（3）ウに記載の「記念展示の設営」に係る業務については、令和6年2月9日（金）までに完了させること。

4 業務内容

（1）対象施設

伊勢志摩サミット記念館「サミエール」

三重県志摩市阿児町神明 747 番地 17 近鉄賢島駅 2 階

（2）設置場所

伊勢志摩サミット記念館「サミエール」内 企画展示スペース ほか

※別紙「記念展示スペースの概要」参照

（3）業務の内容

ア 業務実施スケジュールの作成

受託者は、契約締結後速やかに、仕様書に基づき本業務委託における具体的な業務実施スケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。

イ 記念展示の企画

（i）展示内容の企画提案

上記4（2）の設置場所において、「G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合開催記念展示」スペースと視認できるよう、「推進協議会共通デザイン」等を用いて装飾を施すとともに、効果的に展示物を配置できるレイアウト等を企画提

案し、その内容について委託者の承認を得ること。企画提案に際し、既設の壁の撤去や切抜き等によるスペースの拡張など、既存施設自体の加工は認めないものとする。

また、展示物については以下の物品とし、展示方法や盗難防止対策のほか、展示に必要となる什器、照明及び造作物等についても企画提案に含めること。什器、照明及び造作物等の調達方法については、購入又は制作とする（レンタル不可）。

なお、その他会合に係る取組紹介や、三重の魅力発信等に関する企画について、追加提案することを妨げないが、以下物品の展示は必須とする。

[展示物]

- ①G 7 各国代表へ国土交通大臣及び推進協議会から贈呈した記念品
- ②ウクライナのクブラコフ副首相から贈呈された記念品
- ③その他制作物
- ④会合関係者等へ配布した कांग्रेस バッグ

上記①から④までの展示物に関する詳細については、「5 参考資料の提供」のとおり配布する「展示物一覧」を参照すること。また、本業務委託において、説明用のキャプションボードを制作すること。

- ⑤推進協議会の取組等に関する紹介パネル

委託者が制作した以下のパネルを 8 枚以上設置するとともに、パネルの入替えが可能なレイアウトを提案すること。

紹介パネルの仕様

サイズ：515 mm×728 mm（B 2 サイズ）

素材等：塩ビシート出力、スチレンボード（7 mm厚）

- ⑥会合関連動画放映用のモニター

動画放映用のモニター（50 インチ程度）を設置するとともに、委託者が手配する動画（MP4 形式等）を音声付きで放映できるよう環境を整えること。調達方法については購入とする（レンタル不可）。

(ii) レイアウト等各種図面の作成

上記(i)の企画提案に基づき、記念展示スペースに係る平面図、立面図、什器及び照明等備品に関する詳細図及び造作物の設計図など、各種図面を作成し、委託者の承認を得ること。

各種図面を設計するにあたり、企画提案内容に応じて、不燃材料の認定を受けている製品を使用すること。

(iii) 設営実施計画の作成

記念展示の設営にあたり、着手から完了までの設営実施計画を作成し、設営に着手するまでに委託者の承認を得ること。

なお、設営実施期間においても、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」は、通常どおり営業する予定であることから、来館者の安全に配慮しつつ、

営業の妨げにならないよう、工程のみならず、安全対策、動線計画及び養生計画等を含めた設営実施計画とすること。

ウ 記念展示の設営

(i) 企画内容の実現

上記イにおいて作成した企画内容、各種図面及び設営実施計画に基づき、装飾、造作、備品調達、搬入、設置その他必要な調整全般を行い、記念展示を設営すること（展示物の設置を含む）。

なお、設営後における記念展示スペースの撤去については、委託者において行うため、本業務委託には含めないものとする。

(ii) 現場管理

設営作業を行う際には、現場責任者を配置し、設営実施計画等に基づき、作業中の現場管理を行うこと。また、作業中に発生した廃棄物については、受託者において適切に処分するものとする。

5 参考資料の提供

企画提案コンペへの参加希望者に対し、参考資料として、「既存施設に関する参考図面（平面図・立面図等）」、「展示物一覧」及び「推進協議会共通デザインの画像データ」を、第1号様式「企画提案コンペ参加資格確認申請書」記載の E-mail アドレスへ、メールにより随時配布する。

6 成果品の提出

(1) 成果品の内容

以下のとおり成果品を作成し、提出すること。成果品の作成及び提出に係る一切の費用については受託者の負担とする。

- ア 業務実施体制図及び業務実施スケジュール . . . 2部
- イ 業務実施報告書（様式任意、A4版・カラー両面印刷） . . . 2部

※次の項目を含めること。

- ①本業務における事業概要及び実施結果
- ②企画提案に基づき作成した各種図面
- ③設営前及び設営後の様子が分かる記録写真
- ④その他事業実施の説明において必要となる資料

- ウ 上記イの電子データを格納した記録媒体（DVD-R等） . . . 2部

(2) 提出期限

- 上記（1）ア . . . 契約締結後速やかに
- 上記（1）イ、ウ . . . 令和6年2月16日（金）

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（三重県雇用経済部内）

7 その他特記事項

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、現地調査及び委託者との打合せを必要に応じ実施すること。
- (2) 業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により、業務を進めるものとする。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、委託者と協議を行うこと。
- (5) 受託者が上記（4）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。
- (6) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。なお、個人番号を含む個人情報取扱事務を受託する場合は、番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条の罰則規定も適用される。
- (7) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 推進協議会が解散した場合、成果品に関する権利は、三重県に承継されるものとする。
- (9) その他必要な事項はG7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局財務会計規程によるものとする。

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（三重県雇用経済部内）

TEL：059-224-2638 FAX：059-224-3024

E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp

担当：古市、福村、岸本